

## 第7章 その他関係資料

1	公害防止協定締結状況	68
2	公害関係法令並びに県条例に基づく各種届出状況	
	(1) 大気	
	① ばい煙発生施設	69
	② 粉じん発生施設	69
	③ 揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法）	70
	(2) 水質	
	① 特定事業場（水質汚濁防止法）	71
	② 特定事業場（県条例）	71
	(3) 騒音・振動	
	① 特定施設（騒音規制法）	72
	② 騒音発生施設（県条例）	72
	③ 特定施設（振動規制法）	73
	(4) 特定建設作業	
	① 騒音	73
	② 振動	73

1 公害防止協定締結状況

事業所名 (施設名)	内容											締結年月日					
	水質	大気	騒音	振動	悪臭	土壌	地盤沈下	ダイオキシン	廃棄物	交通安全	公共安全		環境緑化	森林保全	防災	放射能	道路清掃
盛岡セイコー工業(株)	○																昭和46年8月3日 (S47.9.18一部改正) (H2.4.27一部改正)
(株)森解卵場	○				○				○								昭和49年2月4日
東北紙器(株)	○																昭和50年2月4日
(株)東亜電化	○								○		○						昭和58年5月9日
盛岡手づくり村※	○																昭和60年1月23日
横河電子機器(株)	○																昭和62年3月24日 (H6.3.29再締結)
日本アイトープ協会(RMC)														○			昭和63年2月29日
全国農業協同組合連合会 (全農東日本原種豚場)	○								○		○						平成元年9月5日
平和観光開発(株) (盛岡カントリークラブ)	○																平成3年12月3日
岩手中央観光(株) (盛岡ハイランドカントリークラブ)	○																平成3年12月27日
岩手緑産業(株) (みどりゴルフ場)	○																平成5年4月1日
(株)東北油化	○	○							○								昭和49年7月20日 (H6.3.30再締結)
岩手中央砕石(株), (有)石名坂, 北日本砕石工業(株) (黒川採石団地)		○	○								○				○		昭和58年11月29日
日本オイルターミナル(株)	○		○		○				○	○				○			昭和56年6月1日
(有)都南商事	○				○				○								昭和61年11月19日
(株)盛岡清掃センター			○														平成2年3月31日
(株)開運興業	○	○	○		○												平成3年3月20日
盛岡中央工業団地協同組合	○	○	○	○	○				○								平成5年2月19日
樋下建設(株)	○								○					○			平成4年11月2日
(株)山奥 (山奥下米内岩石採取場)	○	○	○	○						○	○	○	○				平成14年4月10日 (H24.2.10一部改正)
(株)環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○									平成14年10月1日
(株)伊藤組	○	○	○	○	○	○	○	○			○						平成15年12月1日
(有)岩手ファーム	○				○				○		○						平成17年12月1日
エコ・パワー(株)	○	○	○	○	○	○			○	○				○			平成28年4月28日
(有)岩手運送	○	○	○	○	○	○			○	○				○			平成30年10月29日
(株)玉山メガニッコウ	○	○	○	○	○	○			○	○				○			平成31年3月11日
エフビットコミュニケーションズ(株)	○	○	○	○	○	○			○	○				○			令和5年2月10日
全国農業協同組合連合会 (全農東日本原種豚場)	○				○				○					○			令和6年3月24日
株式会社岩手マイタック	○	○	○	○	○	○			○		○						令和6年10月18日

※盛岡手づくり村については、「公害防止管理要領」。

廃止

盛岡繁温泉病院																	昭和55年9月8日 (S58.4.11一部変更)
盛岡手づくり村(※盛岡手づくり村については、「公害防止管理要領」。)	○																昭和60年1月23日
(社)日本アイトープ協会														○			昭和63年2月29日

## 2 公害関係法令並びに県条例に基づく各種届出状況

## (1) 大気

## ① ばい煙発生施設

区分	番号	施設名	事業所数	施設数
大気汚染防止法	1	ボイラー	209	389
	11	乾燥炉		5
	13	廃棄物焼却炉		12
	29	ガスタービン		0
	30	ディーゼル機関		3
	31	ガス機関		0
	合計			209
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	1	廃棄物焼却炉	2	2
	合計		2	2

## ② 粉じん発生施設

区分	番号	施設名	事業所数	施設数
大気汚染防止法	2	堆積場	20	18
	3	ベルトコンベアー		80
	4	破砕機		46
	5	ふるい		24
	合計			20
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	1	堆積場	20	4
	2	破砕機		8
	3	ふるい		16
	4	動力打綿機		40
	5	木工用切断機		31
	合計			20

## ③ 揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法）

項番号	施設名	事業場数	施設数
1	化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1	
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）		
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）		
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又ははく離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設		
5	接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び下欄に掲げる施設を除く。）		
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設		
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設		
8	工業製品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。））のものを除く。）		
合計		1	1

(2) 水質

① 特定事業場（水質汚濁防止法）

政令による 号番号	業種・施設名	1日当たりの平均的 排水量50m <sup>3</sup> 以上		1日当たりの平均的 排水量50m <sup>3</sup> 未満		法第5条 第3項	事業所数
		有害 以外	有害	有害 以外	有害		
1の2	畜産農業	2		41			43
2	畜産食料品製造業	2	1	4			7
3	水産食料品製造業	1		3			4
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			3			3
5	味噌、醤油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース、食酢の製造業			4			4
8	製あん業						0
9	米菓製造業、こうじ製造業			1			1
10	飲料製造業			9			9
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業			1			1
16	種類製造業	2		8			10
17	豆腐・煮豆製造業	1		13			14
18の2	冷凍調理食品製造業						0
23の2	新聞、出版、印刷業、製版業			8	3		11
46	有機化学製品製造業			1			1
54	セメント製品製造業			6			6
55	生コンクリート製造業			5			5
59	砕石業			1			1
60	砂利採取業			11			11
61	鉄鋼業			1			1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業						0
64の2	水道施設	3		1			4
65	酸・アルカリによる表面処理施設			2	1		3
66	電気めっき施設		1				1
66の2	エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設						0
66の3	旅館業	1		85			86
66の4	共同調理場	1					1
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	1		4			5
66の6	飲食店	1		7			8
67	洗濯業			58	5		63
68	写真現像業			14	7		21
68の2	病院			2	1		3
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業						0
69の2	中央卸売市場			1			1
70の2	自動車分解整備事業			1			1
71	自動式車両洗浄施設			141			141
71の2	研究、教育機関		3	2	23		28
71の3	一般廃棄物処理施設			1			1
71の4	産業廃棄物処理施設			2			2
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設				1		1
72	し尿処理施設	9					9
73	下水道終末処理施設	1					1
合 計		25	5	441	41	0	512

※特定施設と有害物質使用特定施設が同一事業場に存在する場合は、有害物質使用特定事業場として計上。

※2以上の特定施設設置している場合は、主な特定施設のみ計上。

② 特定事業場（県条例）

②特定施設（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例）

施設名	規 模		事業所数
	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	
湿式集じん施設又は廃ガス洗浄施設	1	0	1
合 計	1	0	1

## (3) 騒音・振動

## ① 特定施設（騒音規制法）

番号	施設名	工場等数	施設数	
1	金属加工機械	(イ) 圧延機械		
		(ロ) 製管機械		
		(ハ) ベンディングマシン	4	4
		(ニ) 液圧プレス	12	18
		(ホ) 機械プレス	11	24
		(ヘ) セン断機	12	23
		(ト) 鍛造機		
		(チ) ワイヤフォーミングマシン		
		(リ) プラスト	3	4
		(ヌ) タンブラー	0	0
	(ル) 切断機	6	7	
2	空気圧縮機及び送風機	216	1,149	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	1	4	
4	織機			
5	建設用資材製造機械	(イ) コンクリートプラント	9	14
		(ロ) アスファルトプラント		
6	穀物用製粉機			
7	木材加工機械	(イ) ドラムバーカー	2	2
		(ロ) チッパー	8	10
		(ハ) 碎木機	1	1
		(ニ) 帯のご盤	16	33
		(ホ) 丸のご盤	15	33
	(ヘ) かんな盤	15	32	
8	抄紙機			
9	印刷機械	48	160	
10	合成樹脂射出成形機	7	45	
11	鋳造型機	1	1	
12	切断機			
合計		(304) 387	1,564	

※( )内は、工場等の実数

## ② 騒音発生施設（県条例）

番号	施設名	工場等数	施設数	
1	金属加工用の旋盤(ベルト駆動式のものであること。)	4	8	
2	空気圧縮機及び送風機	159	623	
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	3	7	
4	木材加工機械	(1) チッパー	2	2
		(2) 製材用帯のご盤及び丸のご盤	8	15
		(3) 木工用帯のご盤及び丸のご盤	18	37
		(4) かんな盤	21	28
5	冷凍機	414	3210	
6	冷却塔	156	352	
7	バーナー	113	238	
合計		(603) 898	4,520	

※( )内は、工場等の実数

## ③ 特定施設（振動規制法）

番号	施設名	工場等数	施設数
1	(イ)液圧プレス	11	17
	(ロ)機械プレス	11	28
	(ハ)せん断機	12	16
	(ニ)鍛造機		
	(ホ)ワイヤーフォーミングマシン		
2	圧縮機	103	218
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	1	4
4	織機		
5	(1)コンクリートブロックマシン	3	7
	(2)コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		
6	(1)ドラムパーカー	2	2
	(2)チッパー	5	6
7	印刷機械	21	66
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		
9	合成樹脂用射出成形機	6	45
10	鋳造型機	1	1
合計		(140) 176	410

※( )内は、工場等の実数

## (4) 特定建設作業

## ① 騒音

作業の区分	令和6年度
くい打・くい抜機	0
びょう打機	0
さく岩機	34
空気圧縮機	16
コンクリート・アスファルトプラント	0
バックホウ	0
トラクターショベル	0
ブルドーザー	0
合計	50

## ② 振動

作業の区分	令和6年度
くい打・くい抜機	12
鋼球	0
舗装版破碎機	0
プレーカー	23
合計	35